

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対応地域振興券配布事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者及び市内事業者支援のため、市内店舗で使用できる地域振興券を配布し、生活者の経済的負担を抑えるとともに、市域の商店・事業者への支出を促すことで、生活者及び市内事業者双方を支援する。 ②委託料 ③1世帯当たり@20,000円×27,000世帯=540,000,000円、事務費として委託料69,504,000円 (上記のうち、526,811,000円に交付金を充当) ④基準日(令和8年1月1日)に住民基本台帳に登録されている世帯の世帯主	R7.12	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	令和7年度子ども食堂ネットワーク補助事業者への支援事業(府補助金「大阪府新子育て支援交付金」の継ぎ足し単独事業)	①燃料高騰や物価高の影響を受けている子ども食堂ネットワーク補助金を受けて運営している事業者に、エネルギー・食料品価格の高騰分に対する補助を行い、子ども食堂が安定して運営できるよう支援する。 ②負担金、補助及び交付金 ③1開催につき2500円で上限月2開催、全子ども食堂の総開催回数200回 @2,500×200回=500,000円 ④子ども食堂ネットワーク補助金事業を受けている子ども食堂	R7.4	R8.3
3	③エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	泉南市学校給食費物価高騰対策支援事業	①学校給食費の一部補助及び物価高騰に伴う給食の食材費高騰分に必要な支援を市が実施することにより、市内小中学校へ通学する児童及び生徒の保護者が負担する学校給食費の負担軽減を図ることが目的である。 ②小学校・中学校給食費の負担軽減 ③小学校給食費負担軽減 1~6年生 1,000円×11月×2,848人=31,328,000円 中学校給食費負担軽減 1~3年生 1,000円×11月×1,579人=17,369,000円 (上記のうち、48,697千円に交付金を充当) 物価高騰による不足分 一人@400円×3か月(1~3ヶ月)×2,694人=3,232,800円 一人@400円×3か月(1~3ヶ月)×1,394人=1,672,800円 ④泉南市学校給食会・泉南市中学校給食会(泉南市学校給食費負担軽減補助金交付要綱第2条において、「この補助金は市学校給食会が徴収し運営している学校給食費の一部補助及び物価高騰に伴う給食費の食材費高騰分に必要な支援を市が実施することにより、市内小中学校へ通学する児童及び生徒の保護者が負担する学校給食費の負担軽減を図ることを目的とする。」)としている。 なお、給食費の減免又は無償化事業において、教職員の給食費に含んでいない。	R7.4	R8.3
4	④⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	泉南市トラック運送事業者燃料高騰対策支援事業	①燃料油高騰が続き、経営状況の厳しい市内のトラック運送事業者に対し、支援金を交付することで、持続的に安定した経営の実現に資する効果を目的とする。 ②委託料2,200,000円 ③5,000円×400台=2,000,000円(支援金) 200,000円(事務手数料) ④市内のトラック運送事業者	R7.6	R7.9
5	⑤地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	幼稚園バス支援事業	①原油価格高騰の影響を受けている幼稚園バス委託事業者への支援により安定的な運営を図る。 ②幼稚園バス委託事業者 8.5ℓ(運行に伴う軽油)/日×203日/運行日数/×35.4(軽油価格値上がり分)=244,330円	R7.4	R8.3
6	⑥⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	物価高騰に係る給食材料費補助事業	①食材料費等の物価高騰により増加する市内保育施設の負担を軽減することで、利用者への負担増を抑制する ②食材料費 ③市内保育施設10か所 1,000円×毎月初日の園児数 ④市内保育施設10か所	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数・単価等) ④事業の対象(交付対象者・対象施設等)	事業始期	事業終期
7	⑨推奨事業メニュー 例よりも更に効果があると判断する地方 単独事業	物価高騰対応水道料金減免事業	①物価高騰の影響を受けている生活者等の活動基礎となる水道料金の基本料金部分を支援することで、生活者等の活動を下支えする。 ②大阪広域水道企業団への負担金として、水道基本料金半額減免及びシステム改修費等に係る経費を繰り出す。また、区域外給水の利用者に対しては支援金を交付する。 ③システム改修費3,828千円(減免前後の料金計算及び集計表・一覧表を抽出できる機能の構築、画面やハンディターミナルの改修等)、運用テスト経費1,799千円、事務費81千円(需用費(事務用品費等)、役務費(郵便料、口座振替手数料)、減免支援費約82,000千円(年間総基本料金見込額の1/2×減免期間0.5年)) ④水道利用者(公共施設を除く、大口径含む全事業所及び全世帯)	R7.4	R8.3
8	⑤医療・介護・保育 施設、学校施設、公 衆浴場等に対する 物価高騰対策支援	物価高騰対策障害福祉サービス事業所等支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市内障害福祉サービス等事業者へのエネルギー・食料品価格の高騰分に対する支援。 ②負担金、補助及び交付金 ③相談支援事業所 @50,000×10事業所=500,000円 居宅介護事業所 @50,000×4事業所=200,000円 通所系事業所 @150,000×30事業所=4,500,000円 入所系事業所 @定員により200,000～400,000×16事業所 =3,400,000円 障害児通所支援事業所 @150,000×12事業所=1,800,000円 移動支援事業 @50,000×18事業所=900,000円 日中一時支援事業 @50,000×9事業所=450,000円 予備 150,000円 ④市内障害福祉サービス等事業所を運営する法人	R7.9	R8.3
9	⑤医療・介護・保育 施設、学校施設、公 衆浴場等に対する 物価高騰対策支援	物価高騰対策介護サービス事業所等支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市内老人福祉施設・介護事業者等へのエネルギー・食料品価格の高騰分に対する支援。 ②負担金、補助及び交付金 ③訪問系事業所 @50,000×72事業所=3,600,000円 通所系事業所 @150,000×24事業所=3,600,000円 入所系事業所50人以上 @400,000×10事業所=4,000,000円 入所系事業所30人以上50人未満 @300,000×4事業所=1,200,000円 入所系事業所30人未満 @200,000×14事業所=2,800,000円 ④市内民間老人福祉施設及び介護保険事業所	R7.10	R8.3
10	⑧農林水産業にお ける物価高騰対策 支援	物価高騰対応施設園芸生産者支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市内農地等にて園芸施設を用いて農産物(野菜・花卉等)を生産する事業者等に対し、ビニールハウス等園芸施設で用いられる電気料金について、エネルギー価格の高騰分に対する支援。 ②負担金、補助及び交付金 ③園芸施設で使用する電気料金について、直近1年間の価格高騰分の1/2を支援する。 市域事業者から聴取した結果、26万kwh/年を使用しており、R3年からR6年までの電気料金高騰分を@6円/kwhと設定。 @6円/kwh×年間使用量260,000kwh×1/2=780,000円 ここから、上限を1件毎に500千円/件と設定。 ④市内農地等にて園芸施設(ビニールハウス等)を用いて農産物(野菜・花卉等)を生産する個人・法人(30件を予定)	R8.1	R8.3
11	⑧農林水産業にお ける物価高騰対策 支援	物価高騰対応漁業協同組合支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市内漁業協同組合に対し、使用する冷蔵施設等の電気料金について、エネルギー価格の高騰分に対する支援。 ②負担金、補助及び交付金 ③冷蔵施設等に使用する電気料金について、直近1年間の価格高騰分の1/2を支援する。 市域事業者から聴取した結果、58万kwh/年を使用しており、R3年からR6年までの電気料金高騰分を@6円/kwhと設定。 @6円/kwh×年間使用量585,000kwh×1/2=1,755,000円 ここから、上限を1件毎に1,500千円/件と設定。 ④市内2漁業協同組合	R8.1	R8.3